

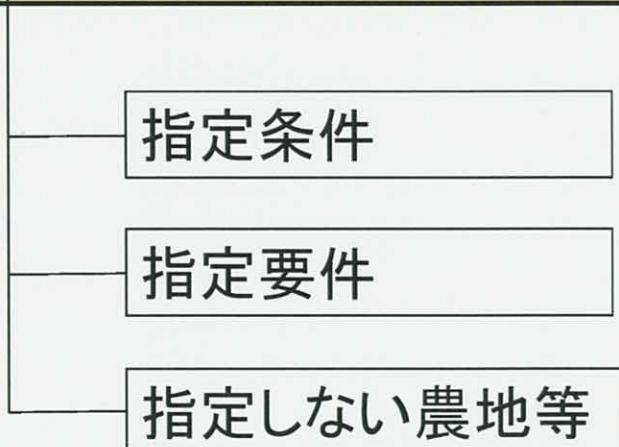
追加指定基準2 指定要件

次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、農地所有者等関係権利者全員の同意が得られているもの。

- (1) 真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかったと認められるものであること。
- (2) 平成4年の時点では特定市街化区域農地等となっておらず、生産緑地地区の指定について農地所有者等の意向把握をしていないものであること又は他の制度に基づき指定の要請ができるものであること。
- (3) 市のまちづくりを進める上で、市街化区域内の緑地機能の補完又は緑地機能を有する公共施設用地等の確保の観点から生産緑地地区の指定が必要であること。
- (4) 新たに指定することにより、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものであること。
- (5) 災害対策の観点から効果が期待できるものであること。
- (6) 街区公園等に準じる緑地効果が期待できるものであること。

生産緑地追加指定基準

生産緑地地区追加指定基準



← 6つ全てに該当

← 6つのうちいずれか1つに該当

← いずれにも該当しない

追加指定基準2 指定要件

次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、農地所有者等関係権利者全員の同意が得られているもの。

- (1) 真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかったと認められるものであること。
- (2) 平成4年の時点では特定市街化区域農地等となっておらず、生産緑地地区の指定期間において農地の生産性を把握をしていないものであること。
できるもので
- (3) 市のまちづくり又は緑地機能を緑地機能の補完点から生産緑地地区の指定が必要であること。
- (4) 新たに指定することにより、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものであること。
- (5) 災害対策の観点から効果が期待できるものであること。
- (6) 街区公園等に準じる緑地効果が期待できるものであること。

該当なし

